

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
金融商品取引法等に関する留意事項について	金商法等ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越〔金商業等府令第149条の2〕	
1	今般の措置は、金商業等府令第149条の2第1号イ及びロに規定する「個人」にのみ適用されると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
2	金商業等府令第149条の2第1号イの「証券等」という表現は様々なものが想定されるが、当該規定は、カードローンの利用を指すという理解でよいか。	ご指摘の規定は、証券等を提示し、又は通知した個人が二月未満の期間内に一括して有価証券の対価を支払う義務を負うものであり、例えばクレジットカードの利用が想定されます。
3	金商業等府令第148条第1号と同様の観点から、一時的な立替払いを許容するために「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」との条件が付されていると理解している。 しかしながら、総合口座貸越は、いわゆるクレジットカード決済とは異なり、一般的に返済期限が定められていない貸付形態となっている。このため、本条件により顧客の期限の利益を当該取引に限定のうえ制限し返済を義務付けることは、総合口座貸越を利用する顧客の意図に反するおそれもあることから、本条件を削除していただきたい。	今般の措置は、証券取引に係る総合口座貸越を可能として顧客の利便性の向上を図る一方で、過当投機の抑制や、過剰与信を防止して利用者保護を図る観点から、「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」（金商業等府令第149条の2第1号ロ）との要件を課しています。 当該要件を削除することは、長期間の信用供与により借入利息が大きくなる等、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがあることから、適当でないと考えられます。
4	「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」とあるが、登録金融機関において顧客に対する預金口座への入金依頼など適切な対応がとられている場合には、顧客の事情により当該期日までの返済がなされなかったとしても、当該登録金融機関は責めを負わないとの理解でよいか。	顧客から一月以内に返済を受けるための適切な管理体制が定められ、適切な管理が行われている場合には、期日までに返済がない場合でも、直ちに違法になるものではないと考えられます。
5	投資信託は受注日翌日以降の取消ができないことから、「一月以内」の起算点となる信用の供与の発生日は受注日（申込証拠金の受領時）という理解でよいか。	一月以内の起算点は、「貸付け」の時点となります（金商業等府令第149条の2第1号ロ）。
6	貸付けの「一月以内」に返済とは、貸付日の翌月の応答日までという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
7	有価証券の売買代金その他、公共料金やクレジットカードの代金引落等による貸越残高が存する場合、有価証券の売買代金に関する貸越残高の完済をどのように判断するべきか。	信用の供与により有価証券の売買の受託等を行う場合には、一定のルールの下で適切な管理を行うこと等により、当該信用の供与が10万円を超えることとならないようにする必要があります。

8	信用供与の10万円という上限は、販売手数料及びそれにかかる消費税を含まない額として問題ないか。	一般に、手数料及び消費税も含めて管理することが適切と考えられます。
9	「信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」が対象となっているが、累積投資契約の場合、当該契約の締結が「有価証券の売買の受託等」に該当すると考えるのか、あるいは 累積投資契約に基づく毎回の有価証券の買付けが「有価証券の売買の受託等」に該当すると考えるのか。	累積投資契約に基づく毎回の有価証券の買付けが、「有価証券の売買の受託等」（金商業等府令第149条の2柱書）に該当するものと考えられます。
10	金商業等府令第148条第2号および第3号と同様の観点から、少額かつ継続的な取引に限定して許容するために「上限額10万円」「累積投資契約に限定」の条件が付されていると理解している。 しかしながら、総合口座貸越は、いわゆるクレジットカード払いとは異なり、当該個人が保有する預金等の範囲内で行われる貸付である。そもそも金融商品取引法第44条の2の規定の趣旨は、主に過当投機の抑制にあることから、レバレッジの発生しえない総合口座貸越利用について、「上限額10万円」「累積投資契約に限定」とする必要はないと考えるので、削除していただきたい。	今般の措置は、証券取引に係る総合口座貸越を可能として顧客の利便性の向上を図る一方で、過当投機の抑制や、過剰与信を防止して利用者保護を図る観点から、 ・ 累積投資契約に係る取引であること ・ 信用供与の上限額を10万円とすること等の要件を課しているものであり、これらの要件を削除することは適当でないと考えられます。
11	一般的に銀行の総合口座貸越は定期預金金額の90%、返済自由となっている。今回の内閣府令案は、既存の総合口座の商品性では対応できないため、銀行にとって直接的な規制緩和とはならない。したがって、さらなる規制の緩和を要望する。	
12	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 - 1 - 1 (4) の規定に抵触するものではないことを明確化していただきたい。	ご指摘を踏まえ、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正を行います。
13	今回の登録金融機関における総合口座貸越による証券取引の要件は、「信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外」として認められるものであり、「条件」としていない取引の場合には、金融商品仲介業務において「残高が不足である...場合に...信用の供与を自動的に実行又は行うことを約して金融商品仲介行為を行わないこと」（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 - 1 - 1 (4) ）を除けば、今回の改正案によっても規制されるものではないとの理解でよいか。 なお、規制外であっても、過剰与信の防止など登録金融機関における自己規律が必要と考える。	今般の措置は、信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止につき、一定の要件の下で例外を定めて規制の緩和を図るものであり、信用の供与を条件としていない取引について新たな規制を課すものではありません。
14	今回の内閣府令案どおり規制緩和される場合は、各銀行において既存顧客への周知、新商品開発、システム開発等が必要となるため、施行時期までに1年程度の期間を準備期間として定めていただきたい。	今般の措置は、規制を緩和するものであるため、経過措置を設けておりません。
15	「信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」には、総合口座貸越	信用の供与を条件とするものであるか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考え

	を使用して購入取引をすることも該当するのか。顧客が払戻伝票を記入している場合については、自らの意思で貸越を利用して購入するのであり、金融機関側からの信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託でないと考えられる。	えられます。
投資信託の運用報告書等の電子交付の方法〔投信法施行規則第11条第2項第3号〕		
16	運用報告書については、各投資家の取引日とは無関係に交付されるので、「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間」という規定では具体的にいつから5年間なのか不明確であり、「情報通信の技術を利用する方法で交付された日以後5年間」とすべき。	ご指摘を踏まえ、規定を修正します（投信法施行規則第11条第2項第3号）。
契約締結前交付書面における認定投資者保護団体に係る記載事項〔金商業等府令第82条第14号〕		
17	契約締結前交付書面における認定投資者保護団体に係る記載については、契約を締結しようとする取引に関し、対象事業者となっている団体を記載することとされたが、現行の規制に従い、複数加盟団体をすべて記載している書面についても、顧客に説明を尽くしていることから、特段、顧客が混乱や不利益を被っている実態はないので、次回改定まで引き続き使用できるものと考えられるか。	ご指摘を踏まえ、経過措置規定を設け、現行の規制に従って対象事業者となっている認定投資者保護団体をすべて記載している書面についても、本改正の施行後1年間、使用できるものとします。
18	契約締結前交付書面の記載事項としての「対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無」については、銀行法などの各業法にも同様の規定があるので、今回の改正案と同様の措置を講じていただきたい。	ご指摘を踏まえ、関係内閣府令等について同様の措置を講じることとします。
19	契約締結前交付書面における認定投資者保護団体に係る記載事項については、従前通り、業者が複数の団体に加盟している場合、全て記載した方がよい。そのような規定をなくしてしまうと、抜け道を探す業者が出てくると思われる。	今般の措置は、金融商品取引契約が認定投資者保護団体の認定業務の対象となるものである場合において当該認定投資者保護団体を記載することとしており、投資者保護が図られるものと考えられます。
有価証券又は金銭の受渡しを伴わない取引に係る取引残高報告書の取扱い〔金商業等府令第111条第5号〕		
20	第二種金融商品取引業者が行う不動産信託受益権等の売買は、売買代金や不動産信託受益権等の受渡しを伴うが、単に売買代金や売買対象として金銭・有価証券を授受するだけで、顧客の金銭・有価証券を管理しない取引であるため、取引残高報告書の交付を不要とするよう措置願いたい。	今般の措置は、媒介等により顧客との有価証券又は金銭の受渡しを伴わない取引を行う場合について、取引残高報告書の交付を不要とするものです。ご指摘の金融商品取引業者等が顧客と有価証券の売買を行う場合には、当該売買に係る顧客との金銭及び有価証券の受渡しを証する書面としての意義を有するものであることから、取引残高報告書の交付を不要とすることは適切でないと考えられます。
21	媒介、代理取引では、顧客又は取引の相手方との間で売買等の取引に関する有価証券・金銭の精算・受渡しはないが、手数料の金銭授受は行っている。こうした手数料の授受のみの取引は、取引残高報告書の交付を要しないと解してよいか。	ご理解のとおりです。
22	取引残高報告書の交付が不要な場合として、「有価証券又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売	今般の措置は、媒介等により顧客との有価証券又は金銭の受渡しを伴わない取引を行う場合につい

	<p>買その他の取引又はデリバティブ取引等」とあるが、その定義や対象となる取引等を明確化していただきたい。</p> <p>例えば、以下のような場合は、取引残高報告書の交付が不要と考えてよいか。</p> <p>四半期の間に投信の分配金再投資のみあった場合</p> <p>キャップ取引などで、当初キャップ料支払後、当該四半期内に受払が発生しなかった場合、または、期限未到来ながら、当該四半期内に受払が発生しないことが確定している場合</p>	<p>て、取引残高報告書の交付を不要とするものです。</p> <p>ご指摘の場合、投資信託の分配金と当該分配金による再投資により預り資産の残高の変動があることから、「金銭の受渡し」を伴う取引として、取引残高報告書の交付が必要となります。</p> <p>ご指摘の場合、一般に金融商品取引業者等と顧客との間のデリバティブ取引においては、決済時に金銭の受払いが予定されていることから、「金銭の受渡し」を伴う取引として、取引残高報告書の交付が必要となるものと考えられます。</p>
23	<p>金商業等府令第 111 条第 5 号について、有価証券又は金銭の受渡しを伴わない取引に係る取引残高報告書の交付は不要と規定するが、取引残高報告書の導入に伴い受渡計算書の交付が削除されたことを考えると、受渡計算書を復活させる必要があるのではないかと。</p> <p>また、取引残高報告書は受渡計算書の代替としての位置付けであったことから、顧客の請求による取引残高報告書の即時交付を求める金商業等府令第 98 条第 1 項第 3 号イの規定が設けられている歴史的背景を考えると、今回の改正案の通りとなる場合は、同号の規定の意味が不明になるため削除することを検討願いたい。</p>	<p>今般の措置は、媒介等により顧客との金銭又は有価証券の受渡しを伴わない取引を行う場合について、取引残高報告書の交付を不要として規制の合理化を図るものであり、受渡計算書を再度導入する必要はないものと考えられます。</p> <p>また、今般の措置を講じた場合でも、顧客からの請求があったときは受渡しの都度取引残高報告書を交付すべきことを定める金商業等府令第 98 条第 1 項第 3 号イの規定については、当該請求をする顧客を保護する意義があるため、当該規定の削除は行いません。</p>
<p>従業員持株会を通じた株式所有スキームの金融商品取引法等における取扱い〔定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2、金商法等ガイドライン〕</p>		
24	<p>定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 イ及びロの要件は、内容が重複しているのではないかと。特に同号ロの内容を明確化した上で、重複がないように必要に応じて同号イ及びロの要件を整理すべき。</p>	<p>定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 ロの要件は、従業員持株会を通じた株式所有スキームにおける株券の取得行為が、従業員持株会の目的を実現するために行われることを求めるものであり、スキームにおいて取得した株券が従業員持株会によって買付けられることに着目する同号イの要件と重複するものではありません。</p>
25	<p>スキームにおいて株券の取得資金を借り入れる場合に、当該借入れにつき債務不履行又はそのおそれが生じた際に、当該借入れの返済原資を確保するため、貸付人の指図により、スキームにおいて取得した株券を対象従業員以外の第三者に売却することが想定される。また、当初予定されていなかった事情によりスキームが予定より早く終了した場合、スキームに残った株券を対象従業員以外の第三者に売却することが想定される。</p> <p>このような例外的な場合における対応措置として第三者への売却手続について契約等に定めることは、定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 イ又はロの要件に抵触するか。</p>	<p>定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 イ及びロの要件に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的には、ご質問にあるような売却手続の定めがあることをもって、直ちにこれらの要件に抵触するものではないと考えられます。</p>
26	<p>スキームにおいて株券の取得資金を借り入れる場合に、発行会社等（株券の発行会社又はその被支配会社等若しくは関係会社）が、貸付人に対して当該借入債務の保証を行う行為は、「当該行為</p>	<p>定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 ハに規定する「当該行為をする者への給付」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的には、ご質問にあるような借入</p>

	に係る業務によって生じる損失の補てんその他当該行為をする者への給付」に該当するか。	債務の保証もこれに該当するものと考えられます。
27	定義府令案第 16 条第 1 項第 7 号の 2 八について、いかなる基準によって福利厚生のためのものであると認められることになるのか明確化してほしい。福利厚生のための給付として適正な水準の範囲内という趣旨か。	発行会社等による給付が「対象従業員の福利厚生のためのものであると認められる」か否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、給付の水準だけでなく、給付の目的その他の状況に照らして判断する必要があります。
28	金融商品取引法上の「有価証券の引受け」は、有価証券の安定消化を保证する行為であり、引受リスクを負担することから投資家保護の目的で金融商品取引業として規制する趣旨と考えられる。かかる規制趣旨に鑑みると、ピークルに生じる利益が対象従業員に帰属することを求める理由はないことから、定義府令案第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二の要件を削除すべき。	今般の措置は、従業員の福利厚生に資するスキームについて業規制の適用を除外することを前提とするものであり、かかる観点から定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二の要件を設けております。
29	すでに導入されているスキームにおいては、スキーム終了時における利益分配において、スキーム終了時において対象従業員でない者であっても「対象従業員に該当していた期間に帰属する利益」が分配されるものが多い。このようなスキーム終了時に分配される「利益」は、「対象従業員に該当していた期間に帰属する」ものであるため、定義府令案第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二の要件に該当すると考えてよいか。 なお、スキーム終了時に対象従業員でなくなるケースは、転職のほか、定年退職、会社都合による転籍、役員への昇格、家庭の事情・本人の病気等の個人的な事情による退職等が挙げられる。	定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二の要件に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的には、スキームの期間中の退職・死亡等により対象従業員でなくなった者やその相続人等に対し、当該スキームの期間中における各対象従業員の加入実績等に応じて利益の分配を行うことは差し支えないものと考えられます。 かかる趣旨を明確化するため、「対象従業員」に加え、「対象従業員であった者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人」を規定することとします（定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二）。
30	信託契約において信託期間中に従業員持株会会員であった従業員を受益者としている場合で、例えば、当該従業員が退職したとしても信託期間中に当該持株会に拠出した拠出金額の累計額に基づいた割合など、加入実績に応じて給付を受ける場合には、定義府令案第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二の要件に該当することとしていただきたい。	
31	定義府令案第 16 条第 1 項第 7 号の 2 二における「対象従業員」は、当該行為に係る業務が行われた期間中において対象従業員であったことがある者であって、当該利益が帰属する時点で転籍又は退職等により対象従業員でなくなった者及び当該行為に係る業務が行われた期間中において対象従業員であったことがある者の相続人を含むと解してよいか。	
32	従業員持株会を通じた株式所有スキームにおいて、信託管理人が対象従業員自身による直接的な指図を受けるのではなく、従業員持株会の議決権行使と同様の議決権行使をする方式であっても、定義府令案第 16 条第 1 項第 7 号の 2 への要件に該当すると考えてよいか。 なお、従業員持株会の議決権行使は、日本証券	スキームにおいて取得した株券に係る議決権行使の方式が、定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 への要件に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的には、当該要件に該当する方式として、 ・ 従業員持株会における議決権行使の賛否の比率と同一の比率で議決権行使を行う方式

	業協会の「持株制度に関するガイドライン（H20.6.5）」に基づき、持株会の理事長が行使するものの、会員である従業員は特別の指示（不統一行使）ができるものとされており、従業員の意向が反映される。	<ul style="list-style-type: none"> 従業員持株会における多数意見と同一の議決権行使を行う方式が想定されます。 なお、上記のような方式により議決権が行使される場合には、議決権行使の直接の指示者が対象従業員の代表者や信託管理人であっても、差し支えないものと考えられます。
33	信託における議決権行使について、従業員持株会の議決権行使状況（賛成・反対の比率）を反映して、受託者が信託管理人の指図により行使する場合は、定義府令案第16条第1項第7号の2への要件に該当するとの理解でよいか。	
34	<p>対象従業員の利益を考慮した内容の議決権行使ガイドラインを策定した上で、信託管理人その他の第三者が当該ガイドラインに従って議決権行使に関する指図を行うなど、対象従業員の利益を考慮してピークルの議決権行使がなされる場合は、定義府令案第16条第1項第7号の2への要件を満たすか。スキームの利益を享受する個々の対象従業員の個別的な指図が必要か。対象従業員の代表者による指図で足りるか。</p> <p>例えば、ある議案につき持株会が保有する株式について議決権を不統一行使する場合、当該議案に対し最も多い割合の議決権についてなされる行使結果に従うといった多数決の方法により、信託財産に属する株式の全てについて、一括して議決権行使の指図を行う場合は、当該要件を満たすか。</p>	
35	定義府令案第16条第1項第7号の2への要件について、従業員持株会における議決権行使状況を踏まえる方法、将来株式を受領する従業員の利益に沿うよう策定したガイドラインや個別議案に対する従業員の意識調査に従う方法、従業員の代表者や有識者等から構成される委員会において議決権行使の内容を決定する方法が含まれるよう、「当該行為により取得した株券に係る議決権の行使が、対象従業員の議決権行使に係る意思を反映したものであること。」とすべき。	
36	従業員持株会を通じた株式所有スキームだけでなく、退職者に対して自社の株式を給付することを目的とする退職給付型スキームについても、金融商品取引法等における取扱いを明確化してほしい。	<p>今般の措置は、従業員持株会について既に金融商品取引法等において一定の規制の対象外とされていることも踏まえ、従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち、従業員持株会と同様に、従業員の福利厚生に資するものであって、金融商品取引法等の規制の対象としなくても投資家である従業員の保護のため支障を生ずることがないものについて、一定の適用除外を設ける等の明文の手当てを行うものです。</p> <p>退職給付型スキームについては、スキームの具体的な設計により生じ得る金融商品取引法等に係る問題点の有無・内容は様々であると考えられることから、個別事例ごとに実態に即して判断されることとなります。</p>